

第30回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社M T G

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

①名称 mc21監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたPwC Japan有限責任監査法人は、2025年3月26日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	50百万円 25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬以外に、当事業年度において、前任監査人であるPwC Japan有限責任監査法人に対し、前事業年度の監査に係る追加報酬として86百万円を支払っております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人であるmc21監査法人に対して、監査受託のため予備調査等についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、会計監査人の独立性その他の適格性に問題があると認められる場合、その他必要があると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の概要は、以下のとおりあります。

＜業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針＞

【基本方針の決議の内容】

当社グループは、企業理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として以下の基本方針に従って内部統制システムを構築することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

また、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを図り、常に実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知を徹底する。

当社グループは、法令、定款、社内規程等及び社会一般の規範を遵守した事業活動を行うため、行動準則として「コンプライアンス憲章」を定め、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、モニタリングを含む実効的な体制を構築し、運用する。

当社グループは、「コンプライアンス規程」等に則り、当社グループのコンプライアンス活動を統括する機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築・維持・管理するため、コンプライアンスに関する諸規程を点検・整備し、研修などを通じて当社グループ全体への啓蒙推進を図る。さらに、定期的点検と法令や事業活動の変化に伴う規程等の見直しを行い、これらの活動を定期的に当社の取締役会に報告する。

当社グループは、内部通報制度の運用により、違法行為、不正行為等に対する自浄作用の向上を図る。

当社グループは、当社に統括監査部を設置し、当社グループ全体を監査の対象とし、独立した立場で監査を行いつつ、当社の監査等委員会、会計監査人とも連携する。また、隨時又は定期に、監査状況や検出事項などを当社の代表取締役及び取締役会に報告する。

当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理する。

当社の取締役、監査等委員会及び統括監査部は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができる。

当社グループは、「関係会社管理規程」等に則り、グループ会社における経営上の重要な決定事項は当社の取締役会において報告及び決議する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスクマネジメント規程」等に則り、当社グループのリスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置する。

リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを体系的に把握・評価し、それに対して対策を立案し実行する。さらに、定期的点検と状況の変化に伴う対策の見直しを行い、これらの活動を定期的に当社の取締役会に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については、事前に審議等を行う。

当社グループは、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、部門長がその責任範囲と権限において、業務執行を行う。

5. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を求めた場合における当該使用者に関する体制及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査等委員会からの要請に従い、当社の監査等委員会を補助する組織を設置し、当社の監査等委員会を補助する使用者を配置する。当社の監査等委員会は当該使用者に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、当社の監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用者は、その命令に関して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指揮命令は受けないものとする。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び人事本部は、当該使用者が当社の監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用者に周知徹底するとともに、当該使用者が当社の監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保する。

当該使用者については、当社の監査等委員以外の取締役からの独立性と当社の監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当社の監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、当該使用者の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、当社の監査等委員会の同意を必要とする。

6. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、取締役会その他重要な会議への当社の監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告する。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、当社の監査等委員会から業務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、重大な法令違反又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

7. 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会の職務執行について生じる費用については当社が負担する。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行う。

当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるよう、当社の監査等委員会は当社の代表取締役、統括監査部、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。また、各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知を徹底しております。

当社グループは、法令、定款、社内規程等及び社会一般の規範を遵守した事業活動を行うため、行動準則として「コンプライアンス憲章」を定め、定期的に役員のコンプライアンスマッセージを発信するなどコンプライアンス意識の徹底を図っております。

当社グループは、「コンプライアンス規程」に則り、当社グループのコンプライアンス活動を統括する機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制を構築・維持・管理するため、コンプライアンスに関する諸規程を点検・整備し、研修などを通じてグループ全体への啓蒙推進を図っております。さらに、定期的にコンプライアンスアンケートを実施して社内点検をし、法令や事業活動の変化に伴う規程等の見直しを行っております。これらの活動を定期的に取締役会に報告しております。

当社グループは、内部通報制度を定め、運用しております。これにより、違法行為、不正行為等に対する自浄作用の向上を図っております。

当社グループは、当社に統括監査部を設置し、当社グループ全体を監査の対象とし、独立した立場で監査を行いつつ、監査等委員会、会計監査人とも連携しております。また、随時又は定期に、監査状況や検出事項などを当社の代表取締役及び取締役会に報告しております。

当社グループは、役職員の就任時や取引先との契約において、属性調査等を行い、また、書面には反社条項を盛り込むなど、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、「文書管理規程」等に則り、各種議事録並びに取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を文書にて保存して管理しております。

当社の取締役、監査等委員会及び統括監査部は、これらの文書を必要に応じて閲覧しております。

当社グループは、「関係会社管理規程」等に則り、グループ会社における経営上の重要な決定事項は、当社の取締役会において報告及び決議しております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスクマネジメント規程」等に則り、当社グループのリスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置しております。

リスクマネジメント委員会は、グループ全体のリスクを体系的に把握しリスク評価を行い、特に優先的に対処すべきリスクを「重要テーマ」として対策立案しております。さらに、定期的に開催されるリスクマネジメント委員会にて対策のモニタリング及び状況の変化に伴う対策の見直しを行い、取締役会に報告しております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」等に則り、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜開催しております。また、重要事項については、事前に審議等を行い、迅速な意思決定を図っております。

当社グループの取締役及び使用人は、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等に則り、その職責に応じた責任範囲と権限において業務執行を行っております。

5. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会からの要請に従い、監査等委員会を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、使用人を配置しております。

監査等委員会は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令しております。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指揮命令は受けしておりません。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び人事本部は、当該使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保しております。

当該使用人については、監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を得ております。

6. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、監査等委員が出席する取締役会及びその他会議等において、職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、監査等委員会から業務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、重大な法令違反又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告しております。

7. 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役、職務の執行に係る者又はこれらの者は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、報告者に対する不利な取り扱いを禁止しております。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務執行により生じる費用は当社が負担する定めに従い、費用は全て当社が負担しております。

当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるよう、監査等委員会は、代表取締役社長、統括監査部、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催しております。また、各種会議への監査等委員の出席を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	16,781	16,045	12,533	△143	45,217
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14	14			29
剩 余 金 の 配 当			△519		△519
親会社株主に帰属する当期純利益			7,934		7,934
自己株式の取得				△1,204	△1,204
自己株式の処分		9		12	21
資本移動に伴う持分の変動		△264			△264
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	14	△240	7,414	△1,191	5,996
当 期 末 残 高	16,796	15,805	19,947	△1,335	51,214

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	68	△826	△758	0	65	44,524
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						29
剩 余 金 の 配 当						△519
親会社株主に帰属する当期純利益						7,934
自己株式の取得						△1,204
自己株式の処分						21
資本移動に伴う持分の変動						△264
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	464	74	539	—	△61	477
当 期 変 動 額 合 計	464	74	539	—	△61	6,474
当 期 末 残 高	532	△752	△219	0	3	50,999

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数	16社
・連結子会社の名称	株式会社ブレイズ 株式会社Bnext 株式会社MTGプロフェッショナル 株式会社MTG Ventures 五島の椿株式会社 株式会社MTG FORMAVITA 株式会社EVERING 株式会社M'sエージェンシー MTGV投資事業有限責任組合 株式会社ジェイエスティ 愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司（略称：MTG深圳） 愛姆緹姫（上海）商貿有限公司（略称：MTG上海） 愛姆緹姫股份有限公司（略称：MTG台湾） MTG USA, INC.（略称：MTG USA） MTG KOREA Co., Ltd（略称：MTG KOREA） McLEAR LIMITED（略称：マクレアUK）

②連結の範囲の変更

当連結会計年度において、MTG PACIFIC PTE. LTD. 及び株式会社ポジティブサイコロジースクールは清算手続が結了したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司	12月31日（注1）
愛姆緹姫（上海）商貿有限公司	12月31日（注1）
愛姆緹姫股份有限公司	12月31日（注1）
MTGV投資事業有限責任組合	6月30日（注2）
McLEAR LIMITED	7月31日（注3）

(注1) 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(注2) 連結計算書類の作成にあたっては、2025年6月30日現在の計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(注3) 連結計算書類の作成にあたっては、2025年7月31日現在の計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(注4) 当連結会計年度より、連結子会社の株式会社ジェイエスティは、決算日を3月31日から9月30日に変更しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。但し、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～12年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度において翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ホ. 子会社清算損失引当金

子会社の清算に伴う損失に備えるため、清算結了までに発生する諸費用に対して見積った額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品及び製品の販売

当社及び連結子会社は、主に美容健康機器及び化粧品の製造販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に引渡す一時点において商品及び製品に対する支配が顧客へ移転すると判断しているため、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、当社及び連結子会社は、収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ロ. 延長保証サービスの提供

当社及び連結子会社は、主に商品及び製品に関する延長保証サービスを提供しており、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたってサービスを提供する履行義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、延長保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、商品及び製品とサービスを一体として顧客に販売している場合には、それぞれを別個の履行義務として取り扱い、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っておりまます。

取引の対価は、主に前受にて受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間で定額法により償却しております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の費用として処理しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「長期借入金」は153百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は17百万円であります。

前連結会計年度まで独立掲記して表示しておりました「チャージバック損失」（当連結会計年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	19,141
原材料及び貯蔵品	1,122

(*) 当連結会計年度における棚卸資産評価損の金額は379百万円となります。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算出方法

当社グループは、営業循環過程から外れた棚卸資産について、一定の回転期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げています。一定の回転期間は、棚卸資産の種類毎に過去12か月の販売実績により算定された平均的な払出見込に基づき、期末時点の棚卸資産の将来の滞留見込期間を算定し、これらの滞留見込期間に応じて規則的に簿価を切下げる方法を採用しております。

また、個別に販売可能性が低下していると判断した商品については、帳簿価額を処分見込額まで切下げております。

ロ. 金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループの棚卸資産の評価金額の算出方法は、棚卸資産の種類毎の過去12か月の販売実績に基づき期末の棚卸資産の将来の滞留見込期間を見積もる方法であり、当該方法は過去12か月の販売実績に基づく趨勢が将来も継続し、将来の販売見込みを適切に反映するという仮定に基づいております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、その見積額の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	2,699

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算出方法

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。なお、当社グループは過去及び直近の業績実績及び将来の見通しに基づき、翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期以降の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を計上しております。

ロ. 金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっての、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額は、適切な権限を有する機関の承認を得た事業計画を基礎とした業績予測に基づき行っております。当該業績予測の検討においては、販売戦略や技術開発を考慮した将来の部門別の売上予測（販売数量及び平均販売単価を含む）や営業利益等の仮定を使用しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	6,499百万円
計	6,499百万円

②担保に係る債務

長期借入金	3,714百万円
計	3,714百万円

(*) 根抵当権の極度額は、10,000百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,602百万円

(3) 貸出コミットメント契約

①当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,150百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,150百万円

②タームローン契約

当社グループは、新社屋等の建設資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行とタームローン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	3,714百万円
差引額	6,286百万円

(*) 上記の契約については以下の財務制限条項が付されております。

イ. 借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年9月に終了する決算期の末日における借

入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年9月に終了する決算期とする。

- ロ. 借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は2026年9月終了する決算期及びその直前の2025年9月に終了する決算期とする。

6. 連結損益計算書に関する注記

子会社清算損失引当金繰入額

当社の連結子会社であるMcLEAR LIMITEDの解散及び清算決定に伴い、今後発生すると見込まれる為替換算調整勘定の取り崩しに係る損失等を子会社清算損失引当金繰入額として計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 40,131,428株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	519百万円	13円00銭	2024年9月30日	2024年12月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	982百万円	25円00銭	2025年9月30日	2025年12月24日

- (3) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 525,540株

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。また、資金調達については事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。すなわち、主要な取引先の与信限度額を設定し、その状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

投資有価証券は、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資を目的としたものであります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④信用リスクの集中

当期の連結決算日現在において、特定顧客に対し営業債権の10%を超える信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,995百万円）は、「①投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
①投資有価証券	667	667	—
②長期借入金	(3,714)	(3,714)	—

(＊) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	667	—	—	667

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,714	—	3,714

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

9. 貸貸等不動産に関する注記

当社では、愛知県において、貸貸収益を得ることを目的として土地を所有しております。なお、当該土地の一部については、当社が使用しているため、貸貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

この貸貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
貸貸等不動産として使用される部分を含む不動産	—	2,046	2,046	2,730

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	ダイレクトマーケティング事業	プロフェッショナル事業	リテールストア事業	グローバル事業	スマートリング事業	その他事業 (注1)	
ReFaブランド	27,755	19,699	25,062	316	—	2	72,836
SIXPADブランド	8,365	2,146	3,690	60	—	28	14,292
その他（注2）	1,669	2,911	1,633	1,094	539	3,832	11,681
顧客との契約から生じる収益	37,791	24,757	30,387	1,471	539	3,863	98,810
外部顧客への売上高	37,791	24,757	30,387	1,471	539	3,863	98,810

(注1) 「その他事業」は、椿を原料とした製品の製造及び販売事業、EV車両を中心としたモビリティ販売事業、海外を中心とした旅行事業となります。

(注2) 「その他」は、Styleブランド、ReDブランド等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	20	76
売掛金	7,010	9,993
契約負債	498	714

(注) 契約負債は、主に商品故障時の修理代や代替品への交換といった保証(延長保証)や当社グループが付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表において、契約負債は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	149
1年超2年以内	158
2年超3年以内	120
3年超4年以内	72
4年超5年以内	24
合計	523

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,298円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	201円68銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2025年10月3日開催の取締役会において、株式会社Kirala（以下「Kirala」という。）の発行済株式の全部を取得（以下「本株式取得」という。）し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年10月7日付で発行済株式の全部を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社Kirala

事業内容 トータルライフサービス プラットフォーム事業

②企業結合を行った主な理由

当社は、1996年1月に設立され、世界中の人々の人生をより美しく、より健康的に輝かせるために BEAUTY、WELLNESSの領域においてブランド、商品、サービスの開発に取り組み、新規事業の立ち上げ、積極的な新商品開発、マーケティング、当社技術の研究発表、市場開拓、海外展開及び事業提携を進め、企業価値向上に取り組んでおります。

一方、Kiralaは、当社のウォーターサーバー事業を祖業とし、2020年3月、新設分割・株式譲渡により、株式会社Kiralaとして当社から独立したものです。Kiralaは「ずっとつづく、暮らしの輝きを。」をコンセプトに、暮らしの衣・食・住に関わる多彩なサービスを提供しております。

Kiralaの美容機器ブランド“STELLA BEAUTE”は、当社の既存商品の売上を侵食しない商品群であり、かつ販売チャネルが異なることから、当社の既存事業とのディスシナジーは想定し難い一方、クロスセル等によるアップサイドのシナジーが期待できると考えております。また、Kiralaの開発・提供する希少な天然水（70年の富士山伏流水）を使用した飲料水ブランドの「砥希（とき）」は、世界初のルイ・ヴィトン（LOUIS VUITTON）併設レストランである「SUGALABO V」にて2025年4月から採用されるなど、今後も需要の拡大が見込まれるハイエンド層向けの商品として高い評価を得ており、当社としては、当社のホテル事業（ReFaルーム）におけるバンドル商品ないしギフト

市場向け商品としてReFaブランドと融合させての展開や、「砥希」を用いた基礎化粧品、ヘアケア用品及び香水といった新商品の開発など、「水」が持つ汎用性や応用性の高さを活かした多様な施策を検討しており、これらを通じたシナジーが期待できると考えております。

Kiralaは、2020年に当社から独立して以降、経営体制、資本構成、及び事業構成において大きく変容し、業績面においても大きく改善しております。上述の事業シナジーは事業譲渡時に当社には見いだせなかつた価値であり、かつ、Kiralaの強みを自社内で育成する場合に要する時間や金銭的負担、人的リソースへの制約等と比較すると、本株式取得によって物的・人的リソースを取り込み、両社の開発力やブランドマーケティングを融合させることは、既存製品の高付加価値化や新サービスの開発を加速させ、当社グループの持続的な成長を実現する上で極めて有益であると考えております。

上記のとおり、今後のシナジーの創出や当社グループのさらなる成長への寄与が見込めると判断し、当社は、本株式取得によりKiralaを完全子会社化することといたしました。

③企業結合日

2025年10月7日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した株式の数

3,600,100株

⑦取得した議決権比率

100%

⑧取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳取得の対価

取得の対価 現金 3,912百万円

取得原価 3,912百万円

- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(有償新株予約権（有償ストック・オプション）の発行）

当社は、2025年10月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプション（新株予約権）として下記の内容の新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

- (1) ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、2025年10月7日に、株式会社Kirala（以下「Kirala」という。）の発行済株式の全部を取得（以下「本株式取得」という。）し子会社化いたしました。当社子会社となつことにより、Kiralaの役職員は保有するKiralaのストック・オプション（以下「KiralaSO」という。）を放棄することとなつた為、これに代替するものとして、Kiralaの役職員に対して当社のストック・オプション（新株予約権）を発行するものであり、併せて、Kiralaの役職員においても当社グループの業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることも目的とするものであります。

なお、行使条件等につきましては、元のKiralaSOにおける株価とSO行使条件の比率なども勘案し、総合的に設定しております。

また、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、当連結会計年度末の発行済株式総数の0.92%に相当しますが、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており（当社過去最高を超える連結EBITDA120億円以上の達成）、その目標が達成

されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の名称株式会社

MTG 第10回新株予約権

②新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の役員（取締役及び執行役員）	5名	3,492個
当社子会社の従業員	55名	213個

③新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

④新株予約権の総数

3,705個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

⑤新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、840円とする。なお、当該金額は、後述の行使条件等を前提に、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものであり、特に有利な金額には該当しない。

なお、赤坂国際会計は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年10月22日の東京証券取引所における当社株価の終値3,980円/株、ボラティリティ51.2%、予定配当額18円、無リスク利子率1.4%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,526円/株、業績による行使条件、権利行使期間（2029年7月30日から2035年5月29日まで））に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年10月22日の東京証券取引所における当社株価の終値3,980円に、本株式取得時のKirala株式の時価に対するKiralaS0の行使価額の割合を乗じた額である1,526円とする。なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普

普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行} \quad \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \\ \text{行使} = \text{行使} \times \text{株式数} \\ \text{価額} \quad \text{価額} \quad \hline \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ハ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑦新株予約権の権利行使期間

2029年7月30日から2035年5月29日までとする。

⑧新株予約権の行使の条件

- イ 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年9月期、2027年9月期又は2028年9月期のいずれかにおいて当社の連結EBITDA（連結損益計算書上の営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。ただし、決算期の変更、適用される会計基準の変更又は当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は、合理的な範囲内で当該影響を排除するために適切な調整を行うことができるものとする。）が120億円以上となった場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

- ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員を含む。）その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除く）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合につい

- ては、この限りではない。
- ハ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - ヘ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の取得に関する事項

- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑧の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ 当社は、以下の a 、 b 、 c 、 d 又は e の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - イ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- d 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- e 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑪新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑫組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記③に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記⑥に準じて決定する。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上記⑦に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記⑦に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記⑨に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- チ 新株予約権の行使条件
上記⑧に準じて決定する。
- リ 新株予約権の取得条項
上記⑩に準じて決定する。

⑬新株予約権行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑭新株予約権の割当日

2025年12月10日

⑮新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	16,781	8,862	6,847	15,710	9,339	9,339	△143	41,688
当期変動額								
新株の発行	14	14		14				29
剰余金の配当					△519	△519		△519
当期純利益					8,365	8,365		8,365
自己株式の取得							△1,204	△1,204
自己株式の処分			9	9			12	21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	14	14	9	23	7,845	7,845	△1,191	6,692
当期末残高	16,796	8,877	6,856	15,733	17,185	17,185	△1,335	48,380

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	60	60	0	41,748
当期変動額				
新株の発行				29
剰余金の配当				△519
当期純利益				8,365
自己株式の取得				△1,204
自己株式の処分				21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	335	335	—	335
当期変動額合計	335	335	—	7,027
当期末残高	396	396	0	48,776

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. 投資事業組合への出資

当社の子会社に該当する投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～12年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

④株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度において翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品及び製品の販売

当社は、主に美容健康機器及び化粧品の製造販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に引渡す一時点において商品及び製品に対する支配が顧客へ移転すると判断しているため、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、当社は、収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②延長保証サービスの提供

当社は、主に商品及び製品に関する延長保証サービスを提供しており、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたってサービスを提供する履行義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、延長保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、商品及び製品とサービスを一体として顧客に販売している場合には、それぞれを別個の履行義務として取り扱い、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

取引の対価は、主に前受にて受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	18,381
原材料及び貯蔵品	880

(※)当事業年度における棚卸資産評価損の金額は164百万円となります。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 棚卸資産の評価 ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	2,675

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産 ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	6,499百万円
計	6,499百万円

②担保に係る債務

長期借入金	3,714百万円
計	3,714百万円

(*) 根抵当権の極度額は、10,000百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,378百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の決済サービスに対し保証を行っております。

㈱EVERING	71百万円
計	71百万円

(*) ㈱EVERINGは、金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約（保証金限度額100百万円）を締結しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	937百万円
短期金銭債務	2,651百万円

(5) 貸出コミットメント契約

①当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,100百万円
借入実行残高	一千万円
差引額	10,100百万円

②タームローン契約

当社は、新社屋等の建設資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行とタームローン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	3,714百万円
差引額	6,286百万円

(*) 上記の契約については以下の財務制限条項が付されております。

イ. 借入人は、借入人の各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年9月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年9月に終了する決算期とする。

ロ. 借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は2026年9月終了する決算期及びその直前の2025年9月に終了する決算期とする。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 909百万円

仕入高 106百万円

販売費及び一般管理費 6, 495百万円

営業取引以外の取引高 882百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 851, 249株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	152百万円
賞与引当金	170百万円
製品保証引当金	312百万円
貸倒引当金	395百万円
棚卸資産評価損	454百万円
関係会社株式評価損	2,427百万円
投資有価証券評価損	370百万円
減損損失	1,139百万円
その他	1,721百万円
繰延税金資産小計	7,145百万円
評価性引当額	△4,091百万円
繰延税金資産合計	3,053百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△174百万円
その他	△203百万円
繰延税金負債合計	△377百万円
繰延税金資産の純額	2,675百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10百万円増加し、法人税等調整額が10百万円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	McLEAR LIMITED	所有 直接100	資金の援助	資金の貸付 (注1) 貸付金の回収 債権放棄 (注3) 利息の受取 (注1)	142 57 5,393 240	—	—
子会社	(株)MTG プロフェッショナル	所有 直接100	資金の調達 役員の兼任	資金の借入 (注1) 利息の支払 (注1)	1,100 7	短期借入金 (注2) 未払金 その他流動資産 その他流動負債	1,100 377 9 7
子会社	(株)MTG FORMAVITA	所有 直接100	資金の調達 役員の兼任	資金の借入 (注1) 利息の支払 (注1)	600 3	短期借入金 (注2) 未払金 その他流動資産 その他流動負債	600 225 11 7
子会社	(株)M's エージェンシー	所有 直接100	資金の援助	資金の貸付 (注1) 貸付金の回収 利息の受取 (注1)	800 240 5	短期貸付金 (注2) その他流動資産	560 5
子会社	(株)EVERING	所有 直接70.3	資金の援助	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 貸付金の回収	388 11 4	長期貸付金 (注2) その他流動資産 その他流動負債	904 0 1

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	五島の椿株	所有直接88.3	資金の援助	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	258 3	長期貸付金 (注2) その他流動資産 その他流動負債	800 64 0

(注1) 子会社に対する資金の貸付及び子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 子会社への長期貸付金・短期貸付金に対し、1,193百万円（表中の長期貸付金・短期貸付金に対して同額）の貸倒引当金を計上しております。

(注3) McLEAR LIMITEDの清算予定に伴い発生したものであり、貸倒引当金4,862百万円を取り崩し、差額を貸倒損失に計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	松下 剛	被所有直接28.0	当社代表取締役	自己株式の取得 (注)	1,204	—	—

(注) 自己株式の取得については、2024年11月11日の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、2024年11月11日の終値で取引を行っております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,241円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	212円64銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2025年10月3日開催の取締役会において、株式会社Kiralaの発行済株式の全部を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年10月7日付で発行済株式の全部を取得しました。

詳細については、連結計算書類「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(有償新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2025年10月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプション（新株予約権）として新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

詳細については、連結計算書類「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。